

# 被扶養者 資格調査(検認)

## 実施のお知らせ

アイシン健康保険組合では、健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省保険局の通知・指導に基づき、被扶養者の資格確認(継続認定)を実施しています。

今年度より、健康保険組合に加入している20歳以上の被扶養者の方全員を対象とし、マイナンバー制度の情報連携を利用した調査を実施します。



### マイナンバー制度の情報連携とは

健康保険組合が専用のネットワークシステムを用いて、行政機関等に所得情報や世帯情報を照会することです。

マイナンバー制度は、政府によりデジタル社会の基盤として、国民の利便性向上と行政の効率化をあわせて進め、より公平・公正な社会を実現するためのインフラとされています。

### 被扶養者の資格確認(継続認定)とは

毎年一定の期日を定め、被扶養者に係る確認をすることです。

皆さまの大切な保険料を公正に運用し、組合運営の適正化を図るため、実施が義務づけられています。

#### 健康保険法施行規則第50条

保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新または被扶養者に係る確認をすることができる

#### 厚生労働省通知

- 厚生労働省保険局長通知(保発第1029004号)  
被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること
- 厚生労働省保険局課長通知(保保発第1029005号)  
被保険者証の検認または更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること

## 組合員の皆様へ

マイナンバー制度の情報連携を実施後に、調査が必要となる場合があります。調査が必要となった方には、11月に**事業所経由**で調査書類一式を配付いたしますので調査にご協力をお願いします。



### 調査が必要となる方

- ① 情報連携のエラー等により所得情報や世帯情報が確認できなかった方
- ② 情報連携から得た所得情報や世帯情報で追加書類が必要となった方

調査書類一式を受け取った方は、同封の調査書に必要な書類が印字されていますので、ご確認のうえ、ご提出ください。



## 健康保険組合のマイナンバーの取り扱いについて

### 1 健康保険組合は「個人番号利用事務実施者」です

健康保険組合は番号利用法第2条第12項に定められた個人番号利用事務実施者です。マイナンバー法別表第一や条例で定める行政事務の範囲内で、資格確認を目的としてマイナンバーを使用します。

### 2 マイナンバーを使用して取得する情報

令和5年中の所得証明書の情報と世帯番号による同別居状況を確認します。

### 3 情報漏洩に対する対策

情報連携では、マイナンバーを直接用いず、情報保有機関ごとに振り出された符号を使用し、芋づる式に情報が漏洩することを防止するなど様々な対策を講じています。

### 4 個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

アイシン健康保険組合は、加入者個人に関する情報を適切に保護するための基本方針と、個人情報の利用目的をホームページにて公表しています。

<https://www.aisin-kenpo.or.jp/policy>